

第1 農林漁業者に対する金融支援等

東北地方太平洋沖地震や第一原子力発電所の事故により甚大な影響を受けた農林漁業者に対し、経営の維持・安定が図られるよう、各種の金融支援等を実施した。

1 農業関係の金融支援等

(1) 東日本大震災農業経営対策特別資金の創設（拡充）と円滑な融通

県単の農家経営安定資金に東日本大震災農業経営対策特別資金（以下、「特別資金」という。）を創設し、被災農業者等を取り巻く環境に対応して制度の拡充を行い、きめ細かな金融支援を行った。

ア 農家経営安定資金（東日本大震災農業経営対策特別資金）の概要

(ア) 東北地方太平洋沖地震対策資金（平成23年度～）

対象者及び使途	平成23年東北地方太平洋沖地震による地震・津波の被害を受けた農業者等が施設等の復旧のために必要とする資金及び営農のため必要とする運転資金
貸付限度額	5百万円
貸付利率	1.2%以内（農協取扱いにあつては無利子）
償還期限	10年以内（うち据置3年以内）

(イ) 原発事故対策緊急支援資金（平成23年度～）

対象者及び使途	原発事故に伴う出荷制限の指示や出荷自粛、風評被害等により農業収入が減少した農業者等が、営農のため緊急に必要なとする運転資金
貸付限度額	個人：1千万円 法人・団体：1千2百万円
貸付利率	1.2%以内（農協取扱いにあつては無利子）
償還期限	10年以内（うち据置3年以内）

(ウ) 肉用牛経営緊急支援資金（平成23年度限り）

対象者及び使途	原発事故に伴う肉用牛の出荷制限の指示、風評被害等により農業収入が減少した農業者等が、営農のため当面緊急に必要なとする運転資金
貸付限度額	個人：5千万円 法人・団体：1億円
貸付利率	無利子
償還期限	10年以内（うち据置3年以内）

(エ) 農家経済維持支援資金（平成23年度限り）

対象者及び使途	次のいずれかに該当する農業者等に融通する農家経済の維持に必要な資金 (ア) 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、その他原発事故により行政機関から避難を勧奨された区域又は地点に居住していた農業者等 (イ) 作付制限又は出荷制限された農畜産物、並びに組合等の決定により自粛する農畜産物を生産していた農業者等
貸付限度額	2百万円
貸付利率	無利子
償還期限	5年以内（うち据置3年以内）

表 5-1 特別資金の創設（拡充）の経過

月日	経 過						
平成 23 年							
3 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> 農家経営安定資金（平成 22 年稲作経営安定資金）の中に「東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う収入減少により深刻な影響を受けている農家に融通する資金」を追加し、無利子の緊急資金融通を実施。（平成 22 年度限り） <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>300 万円</td> </tr> <tr> <td>償還期限</td> <td>3 年（据置なし）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> </table>	貸付限度額	300 万円	償還期限	3 年（据置なし）	貸付利率	無利子
貸付限度額	300 万円						
償還期限	3 年（据置なし）						
貸付利率	無利子						
4 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> 農家経営安定資金（原発事故対策緊急支援資金）を創設（平成 23 年度当初予算の範囲内で対応） <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>個人 3 百万円、団体・法人 5 百万円</td> </tr> <tr> <td>償還期限</td> <td>5 年以内（うち据置 1 年以内）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>1.2% 以内（農協取扱いは無利子）</td> </tr> </table>	貸付限度額	個人 3 百万円、団体・法人 5 百万円	償還期限	5 年以内（うち据置 1 年以内）	貸付利率	1.2% 以内（農協取扱いは無利子）
貸付限度額	個人 3 百万円、団体・法人 5 百万円						
償還期限	5 年以内（うち据置 1 年以内）						
貸付利率	1.2% 以内（農協取扱いは無利子）						
5 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度 5 月補正予算で 35 億円の融資枠を確保し、資金名を農家経営安定資金（東日本大震災農業経営対策特別資金）に改称。 「東北地方太平洋沖地震対策資金」を追加 「原発事故対策緊急支援資金」の貸付限度額を引き上げするとともに、償還期限・据置期間を延長 《個人 3 百万円→5 百万円、法人・団体 5 百万円→7 百万円》 《5 年以内（うち据置 1 年以内）→10 年以内（うち据置 3 年以内）》 						
7 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> 「農家経済維持支援資金」を追加。 「原発事故対策緊急支援資金」の貸付限度額を引き上げ 《個人 5 百万円→1 千万円、法人・団体 7 百万円→1 千 2 百万円》 						
8 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> 「肉用牛経営緊急支援資金」を追加し、融資枠を 35 億円から 65 億円に増額。 						

イ 特別資金の円滑な融通措置

(ア) 信用保証機能の充実

福島県農業信用基金協会が行う信用保証の無担保・無保証人引受けについて、これまで他の農業資金と併せて 500 万円限度（個人の場合）のところ、それぞれ別枠で貸付限度額まで 100% 引受けに拡充するとともに、基金協会の支払準備金の積立経費に対する補助と損失補償契約の締結により、基金協会の財務基盤の強化を支援し、資金融通の円滑化を図った。

表 5-2 東日本大震災農業経営対策特別資金の保証条件

	東北地方太平洋沖 地震対策資金	原発事故対策 緊急支援資金	肉用牛経営 緊急支援資金	農家経済維持 支援資金
保証料（年）	0.29%			0.27%
保証割合	100%			
担保・保証人	個人：原則無担保・無保証人 法人：役員個人連帯保証により無担保 任意団体：任意団体と構成員全員の連帯債務により無担保・無保証人			

(イ) 取扱融資機関の拡大

農協組合員以外の農業者等の資金需要に応えるため、総合農協以外の銀行等金融機関に対し農家経営安定資金の取扱いを依頼し、取扱融資機関の拡大を図った。

表 5-3 新たに取り扱いを開始した融資機関

融資機関名	取扱い開始月日
福島銀行	平成 23 年 5 月 2 日
大東銀行	平成 23 年 5 月 7 日
東邦銀行	平成 23 年 7 月 1 日
福島県酪農業協同組合	平成 23 年 7 月 7 日
郡山信用金庫	平成 23 年 8 月 1 日
二本松信用金庫	平成 23 年 8 月 1 日
白河信用金庫	平成 23 年 8 月 30 日
会津信用金庫	平成 23 年 9 月 5 日

ウ 特別資金の利子補給承認実績

(ア) 資金種類別利子補給承認実績

		東北地方太平洋沖 地震対策資金	原発事故対策 緊急支援資金	肉用牛経営 緊急支援資金	農家経済維持 支援資金	合 計
平成 22 年度	件数	0	7	0	0	7
	金額 (千円)	0	19,600	0	0	19,600
平成 23 年度	融資枠 (億円)	5	30	30	原発資金の内数	65
	件数	65	556	71	66	758
	金額 (千円)	243,535	1,884,880	929,600	109,720	3,167,735

※平成 22 年度は、稲作経営安定資金を活用して緊急に実施 (H23.3.24~3.31 まで)

(イ) 経営形態別利子補給承認実績

	平成 22 年度		平成 23 年度	
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
稲 作	0	0	56	211,230
麦類、雑穀等	0	0	0	0
工芸農作物	0	0	5	9,500
施設園芸	0	0	34	126,640
野菜類	1	1,100	47	113,330
果樹類	1	1,500	225	693,910
その他作物	0	0	23	83,760
酪農	5	17,000	54	270,800
肉用牛	0	0	99	1,039,800
養豚	0	0	1	10,000
養鶏	0	0	2	15,000
その他畜産	0	0	3	3,800
養蚕	0	0	0	0
複合経営	0	0	209	589,965
合 計	7	19,600	758	3,167,735

※平成 22 年度は、稲作経営安定資金を活用して緊急に実施 (H23.3.24~3.31 まで)

(ウ) 圏域別利子補給承認実績

	平成 22 年度		平成 23 年度	
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
県 北	2	2,600	491	1,441,325
県 中	3	9,000	88	685,000
県 南	1	5,000	52	276,250
会 津	0	0	51	285,050
南 会 津	1	3,000	1	18,000
相 双	0	0	66	393,910
い わ き	0	0	9	68,200
合 計	7	19,600	758	3,167,735

※平成 22 年度は、稲作経営安定資金を活用して緊急に実施 (H23. 3. 24~3. 31 まで)

(2) 天災融資法の発動と対応

ア 発動の経過

(ア) 発動の経過

- a 「平成 23 年東北地方太平洋沖地震についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に関する政令」(以下「適用政令」という。)が公布。(平成 23 年 4 月 15 日)
 - (a) 本県を天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく天災資金の融通できる県に指定。
 - (b) 農林漁業について特別被害地域を指定できる県に指定
- b 「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」(以下、「激甚災害指定政令」という。)の一部改正。(平成 23 年 4 月 15 日)
 - (a) 本県における天災資金(経営資金及び事業資金)の融通に、貸付条件の特例が適用(貸付限度額の引き上げ及び償還期限の延長)
- c 平成 23 年 5 月 2 日、国の第一次補正予算成立により適用政令が一部改正
 - (a) 融資枠が 1,000 億円増額され、同融資枠分については、当初融資枠分とは別に無利子での貸付となった。

(イ) 資金の概要

a 経営資金

貸付対象者	① 減収量 30% かつ損失額 10% 以上の被害を受けた農業者。 ② 損失額 10% 以上又は施設損失額 50% 以上の被害を受けた林業者及び漁業者
資金用途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具(12 万円以下)、家畜、家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具(政令で定めるものに限る。)、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船(5 トン未満)の建造又は取得に必要な資金、その他農林漁業経営に必要な資金
貸付条件(激甚災害法の特例適用)	
貸付限度	個人：250 万円 (果樹・家畜・養殖・漁船：600 万円) (漁具：5,000 万円) 法人 2,000 万円 (果樹・家畜・養殖・漁船：2,500 万円) (漁具：5,000 万円)
貸付利率	当 初：175 億円分 0.75% 1 次補正：1,000 億円分 無利子
償還期限	4~7 年(据置なし)
融 資 枠	(当初)175 億円 (1 次補正)1,000 億円

b 事業資金

貸付対象者	農林漁業組合及びその連合会で、天災によりその所有又は管理する施設、在庫品等が受けた被害が著しいもの		
資金使途	当該組合が所有し、又は管理する肥料、農薬、漁業用燃油、生産物等の在庫品で被害を受けたものの補てんに充てるために必要な事業運営資金		
貸付条件（激甚災害法の特例適用）			
貸付限度	単協	5,000万円	
	連合会	7,500万円	
貸付利率	当初	175億円分	0.75%
	1次補正	1,000億円分	無利子
償還期限	3年（据置なし）		
融資枠	（当初）175億円 （1次補正）1,000億円		

イ 県の対応

(7) 予算措置

平成23年度5月補正予算で、融資枠5億円を確保。

(イ) 資金の需要調査

市町村（双葉郡の町村を除く）及び協同組合等に資金需要調査を実施したが、要望はなかった。

(3) 国の金融支援

国は、東日本大震災による被害を受けた農業者等に対し、速やかな復旧のために必要となる資金が円滑に融通されるよう償還期限・据置期間の延長や利子助成による実質無利子化等の金融支援策を講じた。

ア 金融支援の概要

	資金名	対象者	資金使途	償還期限 (据置期間)	貸付限度額
日本政策金融公庫資金	緊急運転資金 農林漁業セーフティネット資金	主業農業者	中長期運転資金	期限10年→13年 (据置3年→6年)	600万円または 年間経費の3/12 ↓ 1,200万円または 年間経費の12/12
	農林漁業施設資金 (災害復旧)	農業者	施設等の復旧	期限15年→18年 (据置3年→6年)	負担額の80%または 1施設当たり600万円 ↓ 負担額の100%または 1施設当たり1,200万円
	農業経営基盤強化資金	認定農業者等	施設資金、 長期運転資金	期限25年→28年 (据置10年→13年)	個人：1.5億円 法人：5億円
	経営体育成強化資金	主業農業者	施設資金、 長期運転資金、 負債整理	期限25年→28年 (据置3年→6年)	個人・農業参入法人 1.5億円 法人・集落営農組織 5億円
	農業改良資金	認定農業者等	施設資金、 初度的経費	期限10年→13年 (据置3年→6年)	個人：5,000万円 法人・団体：1.5億円
民間資金	施設復旧等 農業近代化資金	主業農業者	施設資金 長期運転資金、	期限15年→18年 (据置7年→10年)	個人：1,800万円 法人：2億円
	負債整理 農業経営負担軽減支援資金	主業農業者	営農に係る 負債整理	期限10年【特認15年】 →13年【特認18年】 据置3年【特認3年】 →6年【特認6年】	営農に係る負債の限度内

イ 金融支援策の経過及び予算措置

(7) 第一次補正予算（平成23年5月2日成立）

- a 東日本大震災の被災者に対し、農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金及び日本政策金融公庫資金の融資について、償還期限、据置期間を、それぞれ3年間延長（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」の施行）
- b 東北地方太平洋沖地震の被災者に対し、最長18年間の無利子化（貸付利率を最大2%を限度に引き下げ）（融資枠400億円）
- c セーフティーネット資金、農林漁業施設資金の貸付限度額の拡充
- d 農業信用基金協会が実質無担保・無保証人で債務保証ができるよう（独）農林漁業信用基金の填補率を7割から9割に引き上げるための財政支援
- e 借入時の保証料負担の軽減を図るため、農業信用基金協会が保証料を引き下げるための財政支援
- f 日本政策金融公庫が実質無担保・無保証人で貸付ができるよう財政支援

(4) 第三次補正予算（平成23年11月21日成立）

- a 東北地方太平洋沖地震の被災者に対し、最長18年間の無利子化（貸付利率を最大2%を限度に引き下げ）枠の増額（430億円の増）
- b 直接被災者から、震災前に保証引受けした農業資金に対し、農業信用基金協会が代位弁済を行う際の費用を助成（平成23年度で一括交付）
- c 東日本大震災の被災者に対し、農業改良資金の償還期限、据置期間を、それぞれ3年間延長。実質無担保・無保証人による貸付

表 5-4 日本政策金融公庫（福島支店）における災害資金の融資実績

資金名	平成23年度	
	件数	金額(千円)
農林漁業セーフティーネット資金	81	1,647,300
農業経営基盤強化資金	36	907,350
農業改良資金	0	0
経営体育成強化資金	1	12,000
農林漁業施設資金（災害復旧）	2	35,500
合計	120	2,602,150

(4) 「機構」による経営再建の支援

東日本大震災の発生により、既往債務が負担になり、新規の資金調達が困難になるなどのいわゆる「二重債務問題」に対応するため、金融機関から債権の買取等を通じて被災事業者の債務の負担軽減を図りながら経営再建を支援する二つの「機構」が設立された。

ア 福島産業復興機構

(7) 設立経過

- a 国の第二次補正予算の成立
 - (a) 東日本大震災被災県に設置されている中小企業再生支援協議会の体制拡充（各県ごとに「産業復興相談センター」を設置）
 - (b) （独）中小企業基盤整備機構と地域金融機関等の出資により各県ごとに新たな「産業復興機構」を設立
- b 本県の対応
 - (a) 平成23年11月29日に公益財団法人福島県産業振興センターが設置主体となり「福島県産業復興相談センター」が開所

- (b) 平成23年12月28日に「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十七条」に基づく福島産業復興機構投資事業有限責任組合（通称「福島産業復興機構」）の設立

(イ) 福島産業復興機構の概要

設立	平成23年12月28日
所在地	福島市
出資約束金額	100億円
中小企業基盤整備機構(8割)	80億円
地元出資額(2割)	20億円
(うち県出資額)	5億円
買取原資	出資金の範囲内
支援対象者	東日本大震災で被害を受け、経営再建の可能性のある事業者（主に中小企業者）
存続期間（延長可能）	12年（3年）
投資期間（延長可能）	3年（1年）
無限責任組員（運営会社）	福島リカバリ㈱
所管官庁	経済産業省

イ 東日本大震災事業者再生支援機構

(ア) 設立経過

- a 平成23年11月21日に「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法」が成立。
- b 平成24年2月22日に「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」（通称：「再生支援機構」）が設立。
- c 平成24年3月5日から再生支援機構が業務開始。

(イ) 再生支援機構の概要

設立	平成24年2月20日
所在地	仙台本店、東京本部
資本金	200億円
株主	預金保険機構、貯金保険機構 (政府が預金保険機構等に出資)
買取原資	市場より資金調達（5千億円の政府保証）
支援対象者	東日本大震災で被害を受け、経営再建の可能性のある事業者 1) 重点：主に小規模事業者、農林水産事業者、医療福祉事業者等 2) 産業復興機構が支援することが困難な事業者
支援期間	最長15年
支援決定 (延長可能)	5年以内（1年）
所管官庁	復興庁

(5) 金融支援の周知・広報

県の農家経営安定資金（東日本大震災農業経営対策特別資金）をはじめ、日本政策金融公庫資金など農業者の資金需要に対応した各種の金融支援の周知・広報に努めた。

ア 市町村、融資機関、関係団体等へチラシの配布

イ ホームページに掲載

ウ 福島県災害対策本部発行の「避難者の皆さんへ」、「生活再建の手引き」に掲載

- エ プレスリリース及び福島県災害対策本部からのお知らせによる新聞掲載
 - オ テレビ、ラジオでの放映（放送）
 - カ 市町村、融資機関を対象とした農業制度金融説明会の開催
 - キ 資金の円滑な融通等を依頼するため融資機関へ直接訪問
 - ク 畜産関係団体への肉用牛経営緊急支援資金の説明及び肉用牛肥育農家へのダイレクトメールによる肉用牛経営緊急支援資金の周知
- (6) 資金の条件緩和等の措置
- 被災農業者等の新たな資金需要への円滑な対応や既存貸付金について一時的に償還が困難な場合の償還猶予等貸付条件変更への柔軟な対応についての融資機関への依頼や市町村への周知を状況変化に応じ適時実施した。

表 5-5 主な農業制度資金の償還猶予等条件変更の実績

資金名	平成22年度	平成23年度
農林漁業セーフティネット資金	4件	19件
農業経営基盤強化資金	21件	182件
経営体育成強化資金	4件	13件
旧農業改良資金	—	6件
農業近代化資金	—	7件
就農支援資金	—	7件

- (7) 土地改良区等に対する支援
- ア 東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業
- (ア) 事業の概要
- 一定規模以上の被災を受けた土地改良負担金を償還中の地区において、負担金の償還猶予の期間に発生する償還金の利子相当額を最大3年間助成する。
(平成23年度～平成25年度)
- (イ) 助成実績（平成23年度）
- 地区数：5地区
助成額：2,777千円
- イ 被災土地改良区復興支援事業
- (ア) 事業の概要
- 震災により業務運営に支障が生じている土地改良区に対し、業務運営の維持のために借り入れた資金の償還利息相当額及び業務書類・機器等の復旧に要する費用相当額を助成する。（平成23年度～平成25年度）
- (イ) 助成実績（平成23年度）
- 地区数：7地区
助成額：20,765千円
- ウ 江花川沿岸農業再生支援事業交付金
- 藤沼湖の決壊により甚大な被害が生じた江花川沿岸地域の農業再生に向け、農家の負担軽減のため江花川沿岸土地改良区に対し、135,000千円の交付金を定額で交付した。

2 林業関係の金融支援

原子力発電所事故に伴う放射性物質が県内の森林や屋外保管していた原木に降り注ぎ、素材生産業、特用林産業、木材産業に深刻な影響が生じたことから、県では、木材産業振興資金を創設し、バーク（樹皮）の滞留により操業に影響が出ている製材工場を支援するとともに、林業、木材産業の経営支援のため、既存資金の貸付条件等の緩和や、支払い猶予を実施した。

また、出荷制限や風評被害の影響を受けたきのこ生産業者に対しては、運転資金による支援に必要な調整を実施した。

(1) 木材産業振興資金（新規）

製造工場で木材加工の工程で発生するバークは、家畜敷料やバーク堆肥、ボイラー燃料などに活用されていたが、平成23年8月にバークを原料とした肥料等の暫定許容値が設定されて以降、一部を除き取引が停止している状況にある。

このため、従来の利用による流通が回復するまでの間、一時保管等を進める必要があることから、木材業界が行う資金制度の創設を支援した。

表 5-6 木材産業振興資金の概要

対象者	製材工場等の事業者
貸付対象	バークの一時保管場所の借上料、運搬経費等
貸付利率	無利子
貸付機関	福島県木材協同組合連合会
貸付実績	2件、37,000千円



写真 5-1 製材工場内に滞留するバーク

(2) 木材産業等高度化推進資金（条件変更）

ア 資金概要

木材の生産・流通の円滑化及び、効率的、安定的な林業経営を育成することを目的とした低利の運転資金で、震災被災者対策として、最大利率1.6%を一律1.3%に条件を緩和。

イ 貸付実績

件数：113件、貸付金額：1,072,715千円

(3) 林業・木材産業改善資金（条件変更）

ア 資金概要

林業・木材産業の経営改善のために行う機械・設備の導入を支援する資金であり、連帯保証人の要件緩和を行うとともに、震災の影響を受けた既存借受者に対しては、支払猶予措置を行った。

イ 貸付実績等

(7) 貸付実績

件数：5件、貸付金額：19,860千円

(イ) 支払猶予

件数：3件、猶予対象金額：2,180千円

(4) 農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金）

ア 資金概要

震災により損害を受けたきのこ生産者等に対し、経営の維持安定に必要な運転資金を融通する資金であり、原子力発電所の事故に伴う風評被害等も対象とされた。

融資の実行に当たっては、(株)日本政策金融公庫に対し、本資金の借受けを希望するきのこ生産者情報を提供した。

イ 貸付実績

件数：10件 貸付金額：57,500千円

(5件) (42,000千円)

※ 貸付実績の()書きは「表 5-4 日本政策金融公庫（福島支店）における災害資金の融資実績」の内数

3 水産業関係の金融支援

東日本大震災の津波及び原子力発電所の事故の影響により被害を受けた漁業者及び水産加工業者に対し、消失した漁具・設備などの購入や、経営維持に必要な資金等を円滑に融通するため、県と県内漁業系統団体（県漁業協同組合連合会、県信用漁業協同組合連合会、県信用基金協会及び農林中央金庫）が協力して「東日本大震災漁業経営対策特別資金」を創設した。

(1) 東日本大震災漁業経営対策特別資金

ア 資金概要

(7) 貸付対象者

東日本大震災の津波及び原子力発電所事故の影響により被害を受けている漁業者及び水産加工業者

(イ) 貸付対象：消失した漁具・設備などの購入や経営維持に必要な資金等

(ウ) 融 資 枠：30億円

(エ) 貸付限度額：個人：500万円

法人：700万円

(オ) 貸付利率：無利子

(カ) 償 還 期 間：10年以内（うち据置3年以内）

(キ) 取扱金融機関：県信用漁業協同組合連合会

イ 貸付実績

件 数：36件

貸付金額：135,700千円

第2 農業災害補償制度について

1 平成23年度農業共済事業の実施状況

平成23年度の農業共済事業は、引受共済金額総額が1兆7,736億2千万円、支払共済金総額は東日本大震災、平成23年新潟・福島豪雨、台風15号等の自然災害等により47億432万円となった。

特に、東日本大震災では広い範囲において甚大な被害が発生したため、支払共済金総額が26億3千万円となり、農業共済事業の適正かつ円滑な実施体制の確保及び共済金の迅速で確実な支払いに向けて、農業共済団体では次のような対応を行った。

(1) 農業共済事業における特例の取扱い

ア 浸水等耕地の引受けの取扱い

東日本大震災における津波により浸水した耕地について、比較的被害が軽微な耕地もあることから、水稻等の活着等割合が1割超で通常の肥培管理が行われる場合は共済引受を行った。

イ 共済掛金の払込等の取扱い

家畜、園芸施設、果樹及び畑作物共済事業の払込期限又は支払猶予期間を平成23年6月30日まで延長することで、共済掛金を納めることができないために共済関係が失効するなどの不利益が組合員に生じないようにした。

また、任意共済事業については、共済掛金等の払込期限を2か月から6か月猶予する特例を設けた。

なお、農業共済掛金の払込みを分納している組合員については、2回目以降の払込みが遅延したとしても、東日本大震災に起因したものである場合には、農業災害補償法第99条第1項第5号における「正当な理由」に該当することとし、共済金支払いについての免責の適用除外とした。

ウ 被害申告等ができない場合の取扱い

東日本大震災で被災したことにより、組合員が組合に適期に被害申告等を行うことが困難な状況にあったため、組合では見回り調査や関係機関との連携等により被害の実態把握に努め、共済金の支払対象と見込まれる被害の発生を確認した場合には、組合員等に被害申告等を行うよう呼びかけるとともに、組合員が被災したことにより連絡が取れない場合であっても、組合員等に共済金が支払われるよう適切な時期に損害評価を行った。

エ 損害評価の取扱い

迅速かつ的確に損害評価等を実施できるよう本県の組合が相互に職員を派遣する体制を整備するとともに、以下の損害評価の特例を設けた。

(ア) 農作物、果樹、畑作物及び園芸施設共済

交通の遮断等により現地評価を行うことができない場合においては、原則、交通の遮断等が解消された後に現地評価を行うこととし、現地調査が収穫適期を超えて実施される場合でも責任期間と同様の取扱いとした。(収穫遅延による分割評価は行わない)

(イ) 家畜の死廃事故

a 死廃事故発生の通知を受けたとき、現地において廃用認定を含む損害確認を行うことができない場合は、まず、組合員等からの電話などによる聞取りによって確認を行うものとし、現地確認が可能となった後に、死亡事故にあっては、家畜の死体や埋却場所を確認し、当該家畜が化製された場合はその事実を証明する関係書類等を確認した。

また、廃用事故にあっては認定できないことから、廃用認定を待たず当該家畜が死亡した場合には、死亡事故と同様の取り扱いとした。

b 津波等により家畜が行方不明となったことが認められる場合には、警察の盗難被害届の証明書又は遺失物届の証明書の提出があったものとし、行方

不明の事実が明らかとなった日を平成23年3月11日として廃用認定とした。

また、見回り調査等により共済金の支払対象と見込まれる家畜の死亡事故を確認した場合には、獣医師の診断書は必要ないものとした。

- c 東日本大震災を原因として、飼料の流通が滞ったことにより、損害防止に努めたにも関わらず家畜が死亡した場合は、特定事故である自然災害による死亡とした。

オ 警戒区域における損害評価の取扱い

津波により耕地や施設が押し流され、収穫が見込まれないこと又は、施設、建物が全損していることが衛星写真や被害写真などの客観的資料等から明らかなきには、当該資料等に基づき損害評価を行い、共済金を支払った。

また、建物共済においては、組合員から提供を受けた写真に基づき損害評価を行い、一律に共済金額の30%に相当する額を共済金として支払った。

(2) 東日本大震災による農業共済事業への影響

ア 共済の引受

農業共済の引受実績については、東日本大震災の影響により、全ての共済において前年度より減少し、特に、農作物共済の水稻については、津波や藤沼湖の決壊、羽鳥湖の送水管破損による被害だけではなく、原子力発電所の事故に伴う作付制限の影響もあり、引受面積15,376haの大幅な減少(前年比79.8%)となった。

表 5-7 平成22年度及び平成23年度の共済引受実績

年度	農作物 (ha)	家畜 (頭)	果樹 (ha)	畑作物		施設 園芸 (棟)	任意	
				蚕繭 (箱)	その他 (ha)		建物 (棟)	農機具 (台)
平成22年度	76,582	95,193	842	936	1,056	20,075	167,392	61,853
平成23年度	61,075	91,428	825	710	748	18,876	160,925	58,937
対前年対比 (%)	79.8	96.0	98.0	75.9	70.8	94.0	96.2	95.3

※ 農作物の平成22年度は、平成22年産水稻と平成23年産麦の合計、平成23年度は平成23年産水稻と平成24年産麦の合計

※ 果樹の平成22年度は平成23年産、平成23年度は平成24年産

イ 共済金の支払

農作物共済の水稻については、本田移植期の前であったため共済責任期間に該当せず共済金の支払いはなかったが、麦は津波により浜通り沿岸部のほとんどのほ場が浸水や瓦礫により収穫が皆無となり、133haを対象に16,188千円の共済金を支払った。

家畜共済は、東日本大震災による溺死・行方不明等の特定事故が463件あり、21,910千円の共済金を支払っているが、原子力発電所の事故に起因する飼育管理の不全による家畜共済の死廃事故は、損害賠償の関係が整理されてから共済金を支払うこととなっている。

園芸施設共済は、相馬地方農業共済組合及び双葉地方農業共済組合を中心に423棟の被害があり、60,661千円の共済金を支払った。

任意共済(建物)は、県内全9組合で5,610棟の被害があり25億3,443万2千円の共済金を支払った。

ウ 農業共済組合団体の被害

(7) 相馬地方農業共済組合

東北地方太平洋沖地震により、事務所2階の天井の落下、ボイラーの破損及び地下の水道管破裂などの甚大な被害を受けたが、国から事務所修繕経費として農業共済事業事務費負担金が追加配分されたことにより、業務を継続することができた。

(イ) 双葉地方農業共済組合

双葉地方農業共済組合の事務所（富岡町）は警戒区域内にあったため、事務所機能の移転を余儀なくされ、震災当初は福島県農業共済組合連合会の事務所に移転したが、平成23年7月4日から福島市黒岩の元家畜診療所を仮事務所として業務を継続した。

また、原子力発電所の事故の影響により共済引受が大きく減少したことから、平成24年度から職員16名のうち5名の職員で組合運営及び各共済事業の業務を継続するとともに、11名が福島県農業共済組合連合会に出向し、同連合会及び他の各農業共済組合の業務に従事することとなった。

(ウ) 浜通り家畜診療センター

浜通り家畜診療センターの事務所（浪江町）は警戒区域内にあったため、事務所機能の移転を余儀なくされ、相双地区の診療等を郡山田村家畜診療センターに移転し継続していたが、往診の距離が長く時間を要することから、平成24年度から相馬地方農業共済組合の事務所に移転し、速やかに診療できる体制とした。

(3) 第一原子力発電所等の事故による農業共済事業

ア 農業共済掛金の一部返還

原子力発電所の事故により警戒区域等に設定されたことにより避難を余儀なくされた組合員は、避難が長期化していることにより、組合に対して損害通知を行うことが実態上困難であること、原子力損害の賠償に関する法律に基づく東京電力㈱からの賠償金により当該損害等が補填されることから、避難日以降、共済金を受け取る見込みがない状態となっている。

このような状態は、農業災害補償法第103条において準用する保険法第11条の規定の「損害保険契約の締結後に危険が著しく減少したとき」に該当するため、組合員による共済掛金の減額請求に基づき共済掛金の返還を行うことができることとした。

イ 死産事故家畜に東京電力㈱の賠償が行われる場合の対応

家畜共済においては、実損害額を超える補填がなされることのないよう補償金等が支払われた場合は、共済価額から補償金等を控除することとなっているため、東京電力㈱が賠償すべき損害の額が、共済関係により補填すべき損害から組合等が既に支払った共済金の額を除いた額を超える場合、組合は東京電力㈱に対して代位請求を行うこととなった。

表 5-8 東日本大震災に係る農業共済事業の被害

組 合 名	農作物 (ha)		家畜 (頭)				果樹 (ha)	畑作物 (ha)	園芸施設 (棟)	任意 (建物) (棟)
	水稲	麦	乳用牛	肉用牛	馬	豚				
福島県北	-	-	-	-	-	-	-	-	1	551
安達地方	-	-	-	1	-	-	-	-	1	1,222
郡山田村	-	-	-	-	-	-	-	-	15	1,935
いわせ石川	-	-	-	-	-	-	-	-	12	564
白河地方	-	-	-	-	-	3	-	-	12	220
会津	-	-	-	-	-	-	-	-	-	448
相馬地方	-	112.4	3	70	118	265	-	-	224	286
双葉地方	-	0.6	-	3	-	-	-	-	115	166
いわき市	-	-	-	-	-	-	-	-	43	218
合 計	-	113.0	3	74	118	268	-	-	423	5,610

表 5-9 東日本大震災に係る農業共済事業の支払共済金額 (単位：千円)

組合名	農作物		家畜				果樹	畑作物	園芸施設	任意 (建物)	合計
	水稲	麦	乳用牛	肉用牛	馬	豚					
福島県北	-	-	-	-	-	-	-	-	28	256,781	256,809
安達地方	-	-	-	200	-	-	-	-	35	415,637	415,872
郡山田村	-	-	-	-	-	-	-	-	1,729	497,640	499,369
いわせ石川	-	-	-	-	-	-	-	-	567	369,485	370,052
白河地方	-	-	-	-	-	144	-	-	1,232	211,018	212,394
会津	-	-	-	-	-	-	-	-	-	166,718	166,718
相馬地方	-	16,178	467	10,586	8,311	1,931	-	-	35,751	302,304	375,528
双葉地方	-	10	-	271	-	-	-	-	13,025	177,161	190,467
いわき市	-	-	-	-	-	-	-	-	8,294	137,688	145,982
合 計	-	16,188	467	11,057	8,311	2,075	-	-	60,661	2,534,432	2,633,191

表 5-10 福島県における平成23年度農業共済事業の実績

事業名	引受			支払共済金		被害率 (%)
	数量 (ha、箱、 頭、棟)	共済金額 (千円)	対前年比 (%)	支払額 (千円)	対前年比 (%)	
水稲	60,903	42,784,972	80.2	124,125	555.8	0.3
麦	172	23,534	55.1	19,971	1,191.6	84.9
農作物計	61,075	42,808,506	80.1	144,096	600.2	0.3
りんご	254	897,945	87.2	55,946	200.4	6.2
ぶどう	21	68,143	84.4	4,076	120.6	6.0
なし	201	682,218	94.7	15,639	55.8	2.3
もも	349	1,071,135	102.9	20,222	43.0	1.9
果樹計	825	2,719,441	94.7	95,883	90.2	3.5
ばれいしょ	7	7,132	50.0	112	4.1	1.6
大豆	732	224,234	143.3	4,335	43.3	1.9
そば	9	3,212	305.0	6	30.0	0.2
蚕繭(実)	710	35,697	79.8	804	268.0	2.3
畑作物計	—	270,275	—	5,257	—	1.9
大家畜	65,333	8,245,770	97.4	567,444	88.1	6.9
小家畜	26,095	357,165	106.1	2,076	61.2	0.6
家畜計	91,428	8,602,935	97.7	569,520	87.9	6.6
園芸施設	18,876	4,263,996	94.6	121,477	176.3	2.8
建物	160,925	1,585,312,370	96.2	3,420,766	395.4	0.2
農機具	58,937	129,648,300	96.7	347,328	98.2	0.3
任意	—	1,714,960,670	—	3,768,094	—	0.2
合計	—	1,773,625,823	—	4,704,327	—	—

※ 原子力災害に起因する飼育管理の不全による家畜共済の死産事故は、損害賠償の関係が整理されてから共済金支払になるため含まれていない。

※ 園芸施設共済、任意共済(建物)は原子力災害により損害評価が困難な地域は含まれていない。

※ 麦、果樹の共済引受は平成24年産、支払共済金は平成23年産が対象である。

第3 雇用・就労対策について

東日本大震災で被災された方々や原子力発電所の事故により避難されている方々に対して雇用の場を確保するため、「緊急雇用創出基金事業【震災対応事業】」や「被災者向け農の雇用事業」、「震災復興林業人材育成対策事業」を活用した雇用・就労対策を実施した。

1 福島県緊急雇用創出基金事業【震災対応事業】

(1) 緊急雇用創出基金事業【震災対応事業】の主な事業

ア 特色ある園芸産地育成実証事業

県が推進する園芸品目等の普及・拡大を図るため、被災者を雇用して行う園芸品目の実証事業を、農業法人等へ委託して実施した。

事業費：130,320千円

雇用人数：150名

イ がんばろうふくしま！安全・安心産直PR事業

「がんばろうふくしま！応援店」に説明販売等を行う人員を配置し、県民及び観光客にPRした。

事業費：22,915千円

雇用人数：28名

ウ 県営林森林環境維持事業

県内各地域の県営林において、下刈、除伐などの作業を行った。

事業費：19,413千円

雇用人数：28名



写真 5-2 県営林内の除伐作業の状況
(県営林内の除伐作業) (西郷村)



写真 5-3 飯舘村直売所の販売風景
(がんばろうふくしま！安全・安心産直PR事業)

表 5-11 福島県緊急雇用創出基金事業【震災対応事業】一覧

事業名	事業内容	新規雇用人数
特色ある園芸産地育成実証事業	県が推進する園芸品目等の普及・拡大を進めるため、被災者を雇用して行う園芸品目の実証事業を、農業法人等へ委託して実施する。	150人
がんばろう ふくしま！安全・安心産直PR事業	「がんばろう ふくしま！応援店」に説明販売等を行う人員を配置し、県民及び観光客にPRする。	28人
県営林森林環境維持事業	県内各地域の県営林において、下刈、除伐などの作業を行う。	28人
保安林機能維持増進業務	保安林内の下刈り、除伐、側溝土砂上げ、灌木類除去など	26人
有名シェフと連携した県産食材応援事業	本県の食産業を応援する意向を有する県外シェフグループと連携し、本県食材を活用した高ブランドな商品群の開発・販売を行う。	10人
農村地域復興に向けた意向調査事業	被災地域における災害復旧のための農地所有者意向調査を行い、情報を収集する。	10人
「がんばろう ふくしま」運動事業	ふくしま市場、八重洲交流館に販売員として本県産商品の販売促進を図るとともに、首都圏の店頭による販売発動を展開する。	7人
農業後継者等育成支援事業（実習支援）	農業短期大学校学生の実習を円滑に推進する。	6人
『がんばろう ふくしま』運動情報発信事業	情報発信員を県北、県中、会津、いわきの4箇所に配置し、WEBやツイッター等のITメディアによる情報発信を行う。	5人
農業後継者等育成支援事業（就職等支援）	農業短期大学校被災学生、その他学生の進路指導や新たな就職先の開拓のための企業アンケート調査等を行う。	4人
「がんばろう ふくしま！」地域資源活用PR事業	風評の払拭と地域産業の復興を図るため、販売イベント等による情報発信およびニーズマッチング業務等を行う。	4人
会津の食・観光復興プロジェクト	県外における福島県の食の復興キャンペーン、商品受発注・宿と連携した企画などの調整補佐 等	4人
「道の駅」震災復興支援プロジェクト	被災地及び会津地方道の駅での復興支援イベント、農林水産資源・観光資源の継続的なPR活動の実施	3人
東日本大震災関連災害対策治山事業関連用地等資料整理業務	治山事業を施工するための基礎資料として、用地資料の整理および測量図・設計図書等作成補助業務（CAD操作）を行う。	2人
木材安定供給等緊急支援事業	復興住宅等の建築に必要な木材の安定供給に向け、効率的な供給システムの構築を行う。	2人
原発事故農畜産物損害賠償支援事業	品目毎の作付面積や収量、単価のデータの入力や計算等の業務	2人
農業関係事務補助業務	東北地方太平洋沖地震と第一原子力発電所事故に伴う残留放射能調査のための臨時事務補助全般	1人
農作物の放射性物質対策試験事業	放射性物質対策試験における農作物の栽培管理、サンプル試料等の調製、試験データ等の入力	1人
試験研究及び交流エリア農作物管理事業	農業総合センターにおいて、試験研究（稲・畑作物、野菜）の栽培管理補助や、交流エリアにおける農作物の栽培管理の労務作業を行う。	1人
林道関係事務補助業務	林道施設災害や林道事業予算等の各林道関係の事務を円滑に行うために、業務の補助を行う。	1人
モニタリングほ場管理事業	管内各町村に設置するホウレンソウとキャベツのモニタリングほ場の管理の補助を行う。	1人
「がんばろう ふくしま！」安全・安心PR事業	上の事業を受け、各店舗からの情報をとりまとめ、事務所HP等で公開し、PRを行う。	1人
原発事故農畜産物損害賠償支援事業	品目ごとの作付面積や収量、単価のデータの入力や計算等の業務	1人
合計		298人

2 被災者向け農の雇用事業

人・農地プランに位置付けられた被災農業者及び、就農を希望する被災者を雇用し、実践的な農業研修等を実施する農業法人等に対して研修費用を助成した。

事業主体：全国農業会議所（県内の窓口は、福島県農業会議）

雇用人数：19 農業法人等が35 名を雇用。

3 震災復興林業人材育成対策事業

東日本大震災の被災者等のうち林業への就業希望者をトライアル雇用し、林業に必要な作業を体験させるための実地研修を実施する林業事業者等に対して、研修費用等を助成した。

事業主体：(社)福島県林業協会、福島県森林組合連合会、磐城林業協同組合

雇用人数：15 林業事業者等が27 名を雇用

第4 電話相談窓口の設置

1 農林水産業に関する電話相談窓口

第一原子力発電所の事故により、放射性物質による農林水産物や土壌等の汚染及び営農等への影響が懸念されたことから、県民の不安解消と営農に関する相談に対応するため、平成23年3月14日に「農林水産業に関する電話相談窓口」を農林企画課に開設し、農林水産部全体の総合的な窓口として相談を受け、内容に応じて関係各課の専門職員が回答した。

電話相談は平成23年3月25日から4月28日までの間は24時間体制で対応し、同4月29日から平成24年3月31日の間は8時から21時までの13時間体制で対応した。

電話相談窓口の開設以来、平成24年3月31日までに12,581件の相談が寄せられ、内容としては、作付けの見通しや経営関係資金の融資、土壌のモニタリング調査などの営農に関する相談に加え、家庭菜園・自家消費に関する相談など、幅広い分野で相談が寄せられた。

(1) 相談件数の推移

電話相談窓口の開設当初は、農林水産物の出荷制限の解除の見通しや摂取の可否、水稲・野菜の作付けに関する相談が多く寄せられた。

平成23年4月6日に県が農用地土壌の第1回目の調査結果を公表した際には、1日で446件もの相談が寄せられた。

その後しばらくは、土壌調査結果と稲の作付けに関する相談が続き、ゴールデンウィークからは、家庭菜園や、たけのこ・山菜等の自家消費に関する問い合わせが多く寄せられた。

平成23年5月下旬から相談件数は徐々に減少したものの、県南地方の肉用牛農家において、放射性物質に汚染された稲わらを給与した肉牛が出荷・流通していたことが判明した平成23年7月14日には、186件の相談が寄せられ、その後の牛肉の全頭検査体制の整備や、出荷制限されている牛の全頭買上げなどの対策を講じた後、相談件数は減少していった。

その後、平成23年11月16日に福島市の大波地区の米から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された際に相談件数が一時的に増えたものの、冬場の農閑期に入り相談は減少していった。

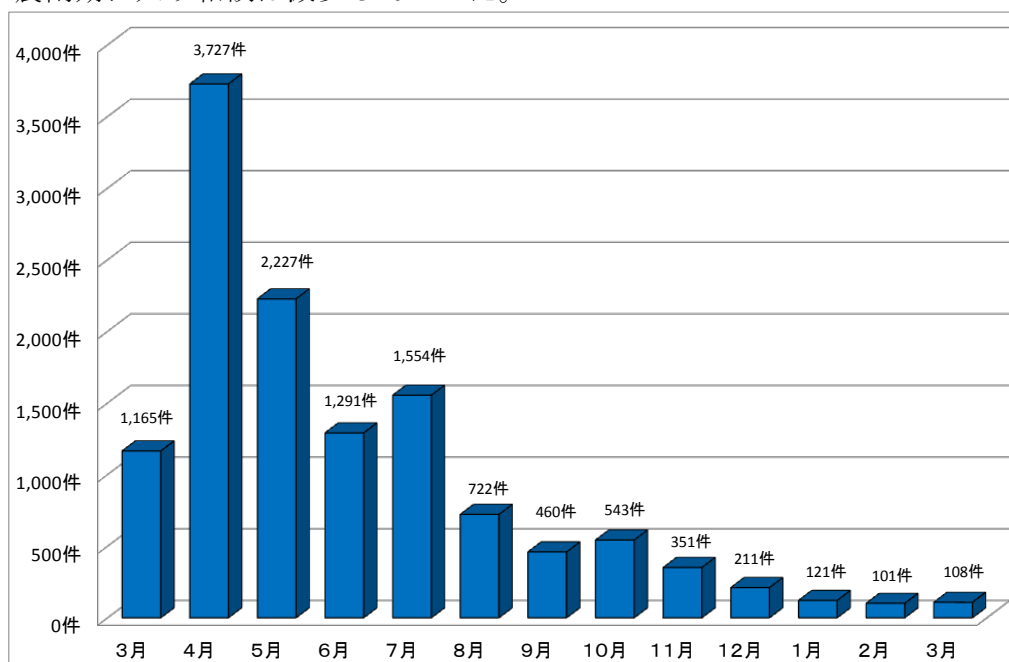


図5-1 農林水産業に関する月別相談件数（平成23年3月25日～平成24年3月31日）

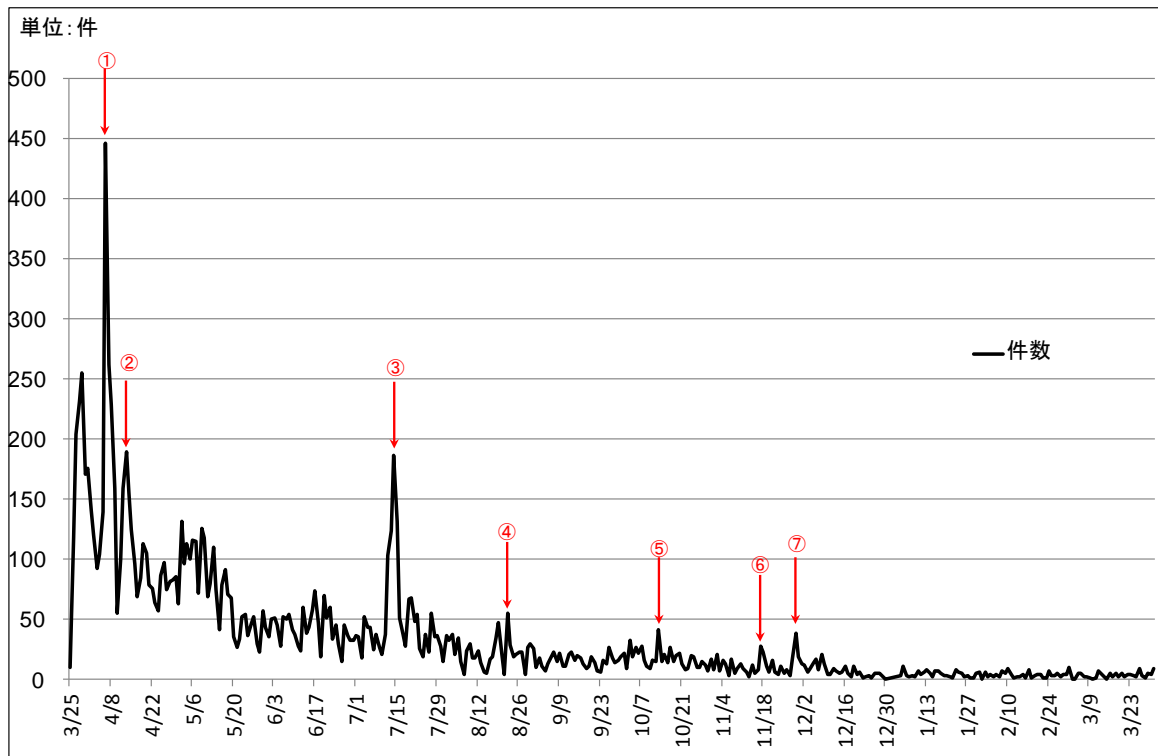


図 5-2 農林水産業に関する電話相談件数の推移(平成23年3月25日～平成24年3月31日)

- ① 平成23年 4月 6日 第1回土壌調査の結果公表
- ② 平成23年 4月 12日 第2回土壌調査の結果公表
- ③ 平成23年 7月 14日 放射性物質に汚染された稲わらを給与された肉牛が出荷・流通
- ④ 平成23年 8月 18日～20日 浪江町で生産された牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウム検出
- ⑤ 平成23年 10月 12日 米の本調査最終公表
- ⑥ 平成23年 11月 16日 福島市大波の米から630Bq/kgの放射性セシウム検出
- ⑦ 平成23年 11月 29日 伊達市(旧小国村、旧月舘村)の米が出荷制限

(2) 相談件数の内訳

地域別では、県内が全体の84%を占め、そのうち、77%が中通りであった。相談者別では、農林漁業者以外が49%、農林漁業者が46%とほぼ同数となっている。

問い合わせ内容としては、家庭菜園・自家消費等が32%と一番となっており、県民の県産農林水産物への消費不安が顕著であるといえる。

ア 地域別相談件数

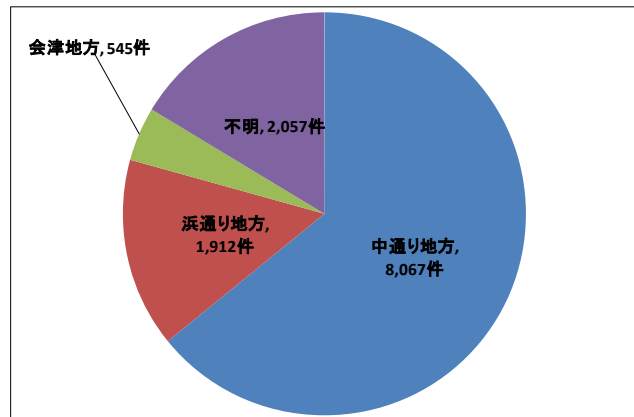


図 5-3 方部別相談件数
(平成23年3月25日～平成24年3月31日)

イ 相談者別相談件数

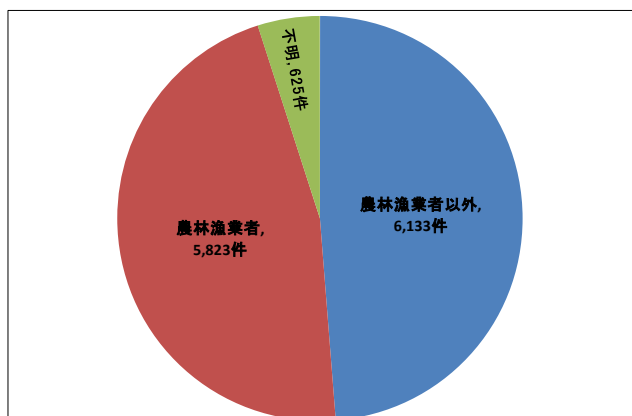


図 5-4 相談者別相談件数
(平成 23 年 3 月 25 日～平成 24 年 3 月 31 日)

ウ 相談内容別相談件数

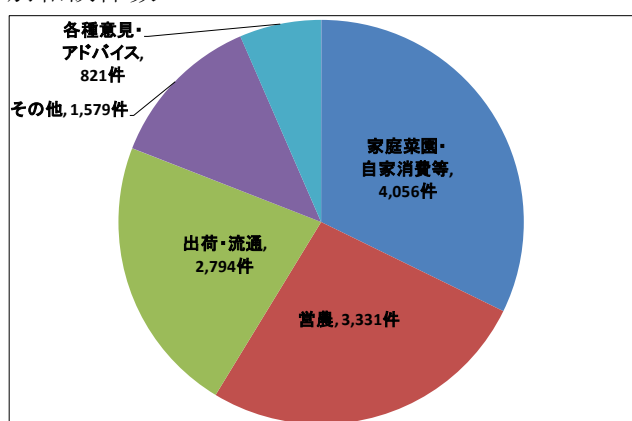


図 5-5 相談者別相談件数
(平成 23 年 3 月 25 日～平成 24 年 3 月 31 日)

2 農林地等除染に関する相談対応窓口

放射性物質により汚染された県内の農用地、森林等の除染や放射性物質の影響を低減するため、平成 23 年 9 月 30 日に農業振興課内に農林地等除染対策推進チームを設置し、同年 12 月 5 日に「福島県農林地等除染基本方針」を策定した。

その後、農林地の除染技術や除染作業についての問い合わせが多く寄せられるようになったことから、平成 23 年 12 月 22 日に農業振興課内に「農林地等の除染に関する相談窓口」を開設した。

相談内容は市町村が策定する除染実施計画や除染技術等に関することが多く、平成 24 年 3 月 31 日までの受付期間中に計 81 件の相談が寄せられた。

なお、営農や農林地除染に関する電話相談については、より現場に近い農林事務所等においても多数寄せられ、平成 24 年 3 月 31 日時点で 4,548 件の相談が寄せられた。

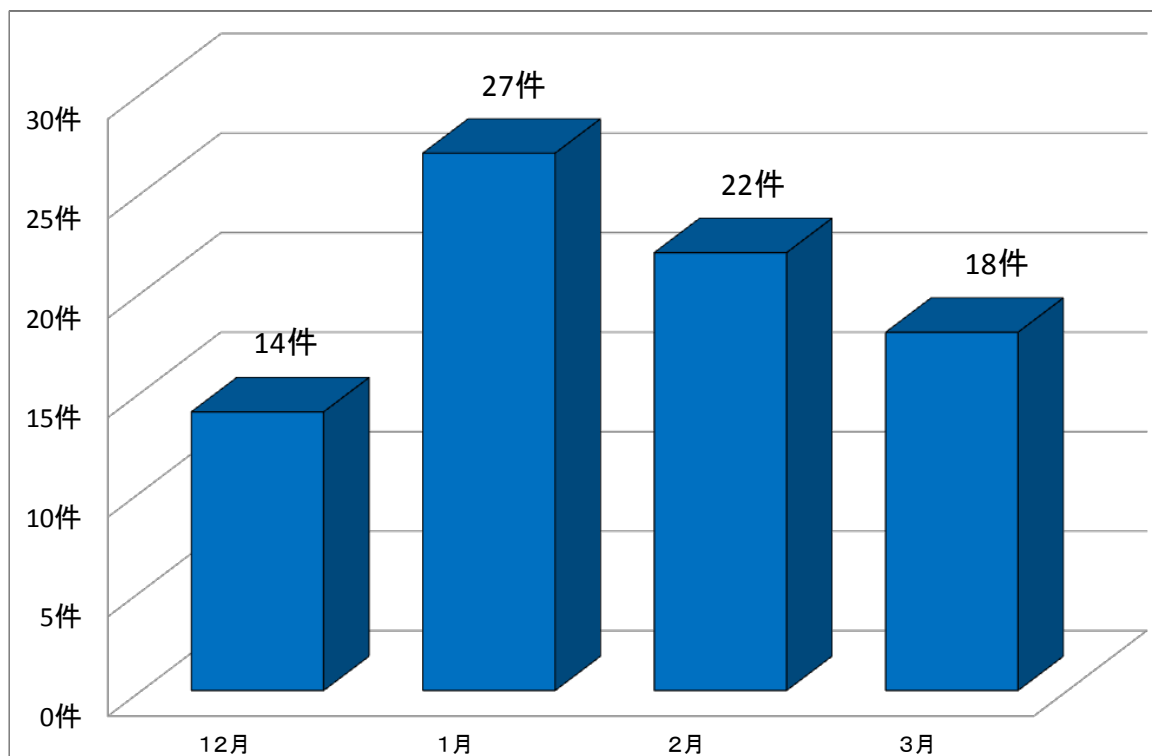


図 5-6 農林地等除染に関する月別電話相談件数（平成 23 年 12 月～平成 23 年 3 月）
 ※平成 23 年 12 月は 12 月 22 日～12 月 28 日の件数
 平成 24 年 1 月は 1 月 4 日以降の件数

3 土地改良区の運営等に関する電話相談窓口の設置

東日本大震災の発生が年度末にあたり、各土地改良区の定期総（代）会の開催時期と重なったことから、発災直後から東北農政局及び福島県土地改良事業団体連合会と連携をとり、土地改良区からの相談に随時応じるとともに、運営維持のために必要な情報の提供を行った。

平成 23 年 4 月からは土地改良区の運営等に関し、次のとおり業務ごとに分担して相談窓口を設置し、対応にあたった。

- | | |
|---------------|------------------|
| (1) 土地改良区運営全般 | 県土地改良事業団体連合会 |
| (2) 土地改良区運営 | 各農林事務所企画部及び農村計画課 |
| (3) 県営事業分担金納入 | 各農林事務所総務部及び農林総務課 |
| (4) 国営事業負担金 | 農地管理課 |